

陳 情 文 書 表

受付番号	第20号
件名	「一般職の職員の給与に関する条例第14条の2」の 「不法、不当、不備」のある規定の改正を求める陳情書
受付年月日	平成30年1月31日
陳情者	三田市 XXXXXXXXXX 宝代地 一雄
要旨	<p>法令遵守の観点から、「三田市議会の判断と説明」を求めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">「一般職の職員の給与に関する条例 第14条の2」</p> <p>職員が勤務時間外において職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1項第3号及び第4号に該当する職務に従事する場合は、必要な限りにおいて、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、時間外勤務手当その他必要な手当を支給することができる。 (平28条例29・追加)</p> </div> <p>本条例の規定文中、「職専免該当職務？に従事」は、かみ砕くと、「職務には、全時間専念する義務があるため、職務に専念する義務が免除された職務」というものは存在し得ません。「職専免該当業務に従事」です。また、職専免該当業務という職務ではない業務に、時間外勤務命令という「職務命令」は、発令できません。職務命令に明らかに瑕疵がある場合は、その職務命令は無効です。よって、時間外勤務手当は支給できません。規定文の時間外勤務手当の削除を求めます。職専免該当職務？に従事」という誤解が、職務命令が発令できるという誤解につながっていると解されます。平成28年3月16日、オンブズパーソンが旧態の不備等を指摘した当時は、三田市の職員、市議会議員、監査委員は、「連合会固有の業務＝職員の職務」の認識？なのか、全会一致で採択されました。よって、この陳情をもって、平成28年6月、三田市議会にて制定された、「一般職の職員の給与に関する条例第14条の2」の早急な改正を求めます。もちろん、正規の時間外勤務命令による時間外勤務手当の支給は、問題ありません。</p> <p>平成30年1月15日、総務省に電話し大きく2つの疑問を相談しました。今回は、そのうちの1つに限定して陳情致します。総務省の相談の中身は、『三田市の「一般職の職員の給与に関する条例第14条の2」において、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1項第4号該当職務？（注：業務）に従事する場合に、時間外勤務手当を支給できるとしている三田市の条例は「不法」ではないか』と指摘する内容です。総務省の担当者は、私の具体的な指摘に対応して、担当者のパソコンを使って三田市の条例を検索し、画面を見ながら対応していただきました。「一般職の職員の給与に関する条例第14条の2」の条文、さらに、「職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1項第3号及び第4号」の条文を見ながらの相談です。さらに、職専免該当業務にもかかわらず、別途「時間外勤務命令簿」が作成され、「時間外勤務命令」が発令されていることも伝えました。</p>

	<p>総務省の担当者の回答の概略は、『総務省から、三田市に、条例の是正をするように直接行動することはしません。「条例の不法、不当、不備」の問題は、三田市議会で解決して下さい』というものです。不法であると理解された上ですが、「明言は保留され、三田市議会の判断に委ねる」回答であったと解釈しています。地方自治の自主性という、国のあるべき姿勢・哲学から判断して、また、地方自治法第204条第2項、第3項から判断して、おおむね妥当な回答であると判断しています。しかるに、「この条例は、諸法から判断して合法です」という回答は、繰り返し確認しましたが最後までありませんでした。</p> <p>「法に反している条例でも、条例として決めたら、決めた自治体では合法になるのか」という質問の回答は、「・・・」という状況の回答でした。よって、条例の改正に賛成か反対かではなく、法令に準拠できているかどうかの判断と説明を求めています。</p> <p><陳情事項></p> <p>法令遵守の観点から、「三田市議会の判断と説明」を求めます。</p> <p>その① 「職専免該当職務」はあり得ないので、「職専免該当業務」に改正する。</p> <p>その② この状況で、時間外勤務手当支給は不法なので時間外勤務手当を削除する。</p>
付託委員会	経営政策常任委員会